

和光市ホームページ有料広告募集要領(令和8年度上半期)

和光市ホームページに掲載する有料広告を募集します。大きな宣伝効果が期待できますので、是非ご活用ください。

1 募集期間 令和8年2月9日（月）まで
※先着順ではありません

2 掲載媒体 和光市ホームページ
トップページのアクセス数 … 月6～7万件

3 掲載期間 令和8年4月1日～令和8年9月30日（6か月）
※ 今回の募集では、1か月単位でのお申込みは受け付けません。
6か月分のお申込みのみ受け付けます。

4 掲載位置 トップページ 下部広告バナーエリア（常時掲載）

5 募集枠数 8枠

6 広告規格・料金

大きさ	画像フォーマット	容量	料金
縦60ピクセル× 横120ピクセル	GIF形式 (アニメ及び透過GIF不可)	4KB以内	120,000円（6か月分）

7 申込方法

募集期間内に、以下の書類を、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、秘書広報課へ提出してください。提出後、必ず秘書広報課まで電話連絡を行ってください。

提出書類

- ・ 和光市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）
- ・ 広告の版下原稿ファイル又は広告の内容が分かる図面等

8 申込受付から掲載決定までの流れ

- ① 申込受付
- ② 内容審査（2月下旬）…掲載要件を満たしているか審査します。
- ③ 掲載決定（3月上旬）…審査を通った広告の中から掲載決定方法に従って掲載する広告を決定します。
- ④ 掲載・不掲載決定通知書送付（3月上旬）…全ての申込者に結果を通知します。

※裏面に続きます。

9 掲載要件

- 次のいずれかに該当する広告は、掲載できません。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人の名刺広告
 - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの

10 掲載決定方法

- (1) 審査を通った広告数が、募集枠数を超えないとき
 - ・すべての広告を掲載します。
- (2) 審査を通った広告数が、募集枠数を超えるとき
 - ・以下の広告申込者の掲載順位に従って、掲載を決定します。
 - 順位1 公社、公益法人及びそれに類するもの
 - 順位2 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - 順位3 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
 - 順位4 その他私企業又は自営業等
 - ・上記の順位付けによっても掲載が決定しない場合は、抽選を行ないます。(抽選方法は対象者に通知します。)

11 広告料金の支払

広告掲載決定通知書に記載された金額を、指定された期日までに、市指定金融機関にお支払いください。広告料金は、前納一括払い、お支払いいただいた料金は、原則としてお返しいたしません。また、期日までにお支払いが無い場合には、掲載決定を取り消すことがあります。

書類提出・問合せ先

和光市役所 企画部 秘書広報課 シティプロモーション担当

〒351-0192 和光市広沢1番5号

電話 048-424-9091(直通) / ファックス 048-464-8822

Eメール koho-hp@city.wako.lg.jp